

審 第 2 6 4 9 号
答 申 第 3 1 1 号
令和5年10月20日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年9月16日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第291号

令和3年6月23日付けで審査請求人から提起された、令和3年6月15日付
け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月15日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年6月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日〇〇署生活安全課女性係員（氏名を名乗らなかったため氏名不詳）が請求人に対して多数の暴言を吐いたこと等について請求人が同日同署警務課〇〇係員に苦情を申し立てたときの広聴事案処理簿（またはそれに準ずる書類）～〇〇係員には広聴事案と伝えています～一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和3年6月23日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年9月16日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
当該文書の開示又は当該文書の作成後の開示を求める。
何らかの理由で遅延のため未作成であれば作成後速やかに文書の開示

を求める。

イ 本件審査請求の理由

千葉県警察苦情の取扱いに関する訓令のとおり請求人〇〇が〇〇年〇〇月〇〇日〇〇署警務課〇〇係員に申し出た生活安全課氏名不詳の女性係員に対する苦情に関する書類が存在することは明らかであるから開示を求めるものである。

理由につき令和3年6月23日提出の〇〇警発第〇〇号に係る審査請求書の内容に以下を付け加え補正・補筆する。

千葉県警察令和3年行政文書分類基準表によると各文書の保存期間は以下のとおりである。(参考文献 千葉県警察の文書に関する訓令、平成20年本部訓令第22号及び令和3年行政文書分類基準表)

(ア) 〇〇係員が審査請求人の訴えを正規に苦情として取り扱った場合
苦情受理関係(3年)、苦情受理簿(3年)

(イ) 苦情を穩便に済まそうと苦情を相談と〇〇係員が勝手に解釈した場合
相談受理表(累年)、警察相談表『解決』(5年)、警察相談受付表(5年)、警察相談点検確認状況表(3年)、相談調査簿(累年)、相談調査簿解決(5年)

以上のとおりになり、どのように解釈しても行政文書は存在することとなる。また、執務熱心な警務課員が書類を滅失・亡失・作成し忘れは考えられない。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

千葉県警察本部長(当時)楠警視監は、苦情について全てを記録するものではないと言いつけているが、これは「不適切事案の隠蔽」である。

請求人は強い口調で「苦情・広聴事案である」「必ず苦情として取扱いその経緯を記録をしてください」「あとで検証します」と〇〇係員に伝えていて、そして今回検証している。

本件苦情の生活安全課女性係員の暴言は許されるものではなく、また、それを記録せず隠蔽をした〇〇係員も警務課員としての資質を疑問に思う。

千葉県警察は苦情を隠蔽するのか。

新本部長田中警視監は市民によりそった警察活動をすると言っていた。〇〇署長に速やかに本件苦情関係の書類を作成し開示するよう命じてほしい。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

実施機関は、審査請求人に対して、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

本件開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、本件開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(4) 弁明の内容

ア 対象文書の特定について

実施機関は、苦情を受理した際に作成する「苦情受理票」及び意見や要望を把握した際に作成する「意見、要望等受理票」を対象文書と特定した。

イ 対象文書の性質及び検索結果

(ア)「苦情受理票」について

苦情受理票は、千葉県警察職員（以下「職員」という。）が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満などの申出を受けた際に、申出を受けた職員がその必要性に応じて作成し、速やかに所属長に報告するものであるが、警察に対して寄せられる全ての申出に対して、苦情受理票が作成されるものではない。

実施機関は、審査請求人が求めている〇〇年〇〇月〇〇日以降に作成された苦情受理票の検索を実施したが、苦情受理票の保管簿冊である「苦情受理関係」を確認したところ、本件開示請求に係る文書は編綴されておらず、本件開示請求に係る個人情報を作成、取得した事実は確認できなかった。

(イ)「意見、要望等受理票」について

意見、要望等受理票は、県民等から寄せられる警察活動（組織運営等）に対する考え、警察組織（警察職員）に求め望むこと及び警察への情報提供などであり、各訓令で定められている「苦情」、「外部通報」、「投書」、「警察相談」以外のものについて申出を受けた際に、その必要に応じて作成されるものであるが、苦情受理票と同様、警察に対して寄せられる全ての申出に対して、意見、要望等受理票が作成されるものではない。

保存期間は年末廃棄又は年度末廃棄であり、審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に作成された意見、要望等受理票については、既に保存期間を経過し廃棄されている。

(ウ)「警察相談票」について

警察相談とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、

何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいい、その内容を聴取し、作成されたものが警察相談票である。警察相談の範囲は、告訴・告発に係る相談その他の事件相談（被害申告があったが、何らかの事情により犯罪捜査規範に規定する犯罪事件受理簿に登載されず、事件認知に至っていない事件に係る相談をいう。）も含み、（i）警察に対して求める措置のうち、地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示など、単純な事実の教示を求めるもの及び（ii）警察に対する単純な情報提供は含まないものとされている。

審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日の警察相談票について、実施機関において〇〇警察署が保有する文書を確認したところ、審査請求人を相談者とする警察相談票は確認されなかった。

ウ 処分の妥当性

前記イのとおり、本件開示請求に係る対象文書については不保有であり、不開示とした本件決定に誤りは認められない。

エ 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

5 審議会の判断

（1）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3（1）アのとおり、当該文書の開示を求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（2）個人情報の特定の妥当性について

実施機関は本件開示請求に係る個人情報が記載された可能性のある文書を「苦情受理票」「意見、要望等受理票」「警察相談票」としている。

なお、実施機関は、審査請求人が本件の自己情報開示請求書において記載している「広聴事案処理簿」という名称の行政文書を保有しておらず、請求の内容から、該当する可能性のある文書をこれらの文書と判断したとのことである。

この判断に特段に不自然、不合理な点は認められないことから、以下、各文書について、検討する。

ア 苦情受理票について

（ア）実施機関によると、前記4（4）イ（ア）のとおり、苦情受理票とは、警察に対して寄せられる全ての申出に対して作成されるものではなく、申出を受けた職員がその必要性に応じて作成するとのことである。

(イ) 実施機関は、本件開示請求を受け、本件開示請求に係る個人情報に記載された可能性のある文書として、〇〇年〇〇月〇〇日以降に作成された苦情受理票を探索したが、本件開示請求に係る文書を作成、取得した事実は確認されなかったとしている。

(ウ) 審議会としては、実施機関が本件開示請求に係る苦情受理票を作成・取得した事実を確認できず、本件開示請求に係る苦情受理票を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 意見、要望等受理票について

(ア) 実施機関によると、前記4(4)イ(イ)のとおり、意見、要望等受理票とは、「苦情」、「外部通報」、「投書」、「警察相談」以外のものについて申出を受けた際にその必要に応じて作成されるものであり、警察に対して寄せられる全ての申出に対して意見、要望等受理票が作成されるものではない。

(イ) 実施機関によると、千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号）第22条第6項の規定に基づき、〇〇年1月から6月までに作成・取得された意見、要望等受理票の保存期間は年末廃棄、〇〇年7月から12月までに作成・取得された意見、要望等受理票の保存期間は年度末廃棄と指定していたため、本件開示請求が行われた令和3年6月4日時点において、〇〇年〇〇月〇〇日に係る意見、要望等受理票は保存期間を経過し廃棄されているとのことである。

なお、弁明書には「審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に作成された」と記載されているが、実施機関に確認したところ、当該記載は「〇〇年〇〇月〇〇日」の誤りであり、探索は〇〇年〇〇月〇〇日に係る意見、要望等受理票につき実施したとのことである。

(ウ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る意見、要望等受理票を作成・取得した事実を確認できず、仮に作成・取得していたとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、本件開示請求に係る意見、要望等受理票を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 警察相談票について

(ア) 実施機関によると、前記4(4)イ(ウ)のとおり、警察相談とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいい、その内容を聴取し、作成されたものが警察相談票であるため、本件の開示請求書に記載されている〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人が〇〇署に対して行ったとする内容は、必ずしも警察相談に該当するものではないと考えられるとのことである。

る。

(イ) 実施機関は、本件開示請求を受け、本件開示請求に係る個人情報に記載された可能性のある文書として、〇〇年〇〇月〇〇日以降に作成された「警察相談票」を探索したが、本件開示請求に係る文書は確認されなかったとしている。

(ウ) 審議会としては、実施機関が本件開示請求に係る警察相談票を作成・取得した事実を確認できず、本件開示請求に係る警察相談票を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

エ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

オ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 9月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年10月19日	反論書の写しの受理
令和5年 8月 3日	審議（令和5年度第4回第2部会）
令和5年 9月21日	審議（令和5年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会